

第1回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成20年10月7日(火) 午後2時30分～午後4時30分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員(欠席:斎藤委員)
(事務局) 藤代市長、鈴木企画部長、金子企画調整課長、金子財政課長、野沢副主幹
石井副主幹、丹野主査、西村主査、石田主査、横瀬副主査、北川副主査、
山本副主査
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 補助金制度に関する課題の整理について
(2) 補助金の範囲について
(3) 補助金交付基準のあり方について

【議事】

<委嘱状交付後>

事務局: それでは、本日傍聴の希望がございますので、傍聴の方に入室していただきます。

(傍聴人入室)

続きまして、この審議会の委員長を選出いたしますが、ご意見ございますか。

委員: ご経験から武藤先生にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

委員長: 会議録の取扱いについて、各委員が議事録確認後に公開するものとしてよろしいですか。

(異議なし)

次に、議事録署名は順次交代で議事録署名人を務めるようにしたいと思います。

第1回は寺園委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

委員長: 次に、副委員長の選出ですが、いかがいたしますか。

委員: 武藤委員長に一任させていただきたいのですが。

委員長: それでよろしいですか。

(異議なし)

それでは、会計のご専門であります岡田委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

では、議題1について、事務局よりご説明お願いします。

事務局: それでは、補助金制度検討の趣旨・経過等からご説明いたします。

本市の補助金につきまして、平成18年度の包括外部監査で、公益性・公平性・透明性に課題があり、新しい交付基準が必要との指摘を受けました。

今年度から府内組織を横断する7人のプロジェクトチーム会議を5回開催して、他市と府内の調査を実施の上、課題を整理しました。

その結果、公益性を明確にする交付基準の作成とともに、長い間には公益性も公平性も不明確となりがちな対象者が固定化している補助金を個別に再点検いただき、新しい市民活動に対する支援制度の検討も必要であろうということになりました。

従いまして、この委員会でご討議の結果、ご提案をいただきたいのは、補助金の交付基準、対象が固定化している補助金の審査及び船橋市の政策課題である市民協働のまちづくりを進めるための補助金制度ということになるものと考えております。

議題1につきましては、検討委員会の審議項目全体とも関連することから、府内プロジェクトでの調査検討から整理した課題資料3について、ご確認いただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

委員長：この資料3の三つの課題について、何かご質問がありますか。

委員：最終的に船橋市の補助金交付基準をこの検討委員会で作るということでよろしいですね。

それでは、課題について事務局から具体的に説明していただけますか。

事務局：一つは交付基準を作ること。

もう一つは交付先が固定化している補助金を見直して、新しい支援制度を確立したいというのが、二点目と三点目になります。

資料5は補助金と交付金について記載してございます。

これは補助金と交付金が混在しがちであるという傾向から、このように整理しております。対象が特定されている補助金、交付金であっても交付先が固定して、なおかつ補助金的な色彩があるものについてもご審議いただきたく整理しております。

逆に補助金ですが、交付金的内容のものは個別に判断しなくてもよいのではないか、という整理をしています。

それから公平性の観点から対象が特定となっていないものについては、制度として問題点が少なかろうということで、ご審査いただく候補となっておりません。

この整理の仕方については、二番目の議題となっておりまして、ここでは資料3に掲げてございます私どもでまとめた問題点についてご確認いただき、過不足がございましたらご指摘いただきたいと思っております。

委員長：船橋市としての補助金と交付金の概念の違いを教えていただきたい。

事務局：資料6に補助金の範囲（定義）について記載してございます。

今回対象したいのは補助金でございます。

また、「負担金」「交付金」という支出科目もありますが、その性質から委員会審議の対象外と考えております。

委員長：課題の1は、交付基準を考えて欲しい。

課題の2はその基準をもとに固定化している補助金を検討し、個々の補助金についての意見を委員会に求めていると理解していますが、そこから課題の3の新しい補助金制度に繋がって来ないと思うのですが、そのところはどのように考えていますか。

事務局：交付先が特定している補助金については、あり方についての交付基準に基づくチェックをしていただきたいと思います。

チェックしていく中で、提案による新しい活動団体に対して、基準に基づいて補助できる体制を作ることが出来ればと思っておりますし、必要なことだと考えております。

そういうことを観点に制度についてご審議いただければと思います。

委員長：まず、課題1の交付基準を考えていくと、これまで補助を受けていないけれども公益的な活動をしている団体があるのではないか。また、こういう団体に対して、新しい基準で考えていくと、補助をしても不思議ではないのではないか。というところから課題1から課題3の

「新しい補助金」が出てくると考えてよいか。

事務局：はい。

委員長：資料3にあります課題を踏まえたうえで、次に進んで行きたいと思います。

議題2の補助金の範囲について、説明してください。

事務局：議題2につきましては、資料5をご覧いただきますと補助金と交付金に一部混在が生じている事例が見られることから、今後、整理・徹底するためには、補助金を再度定義したいと考えております。

また、対象が固定化している補助金については、公益性も公平性も不明確となりがちなことから、再点検する必要があると考えており、この委員会で個別審査すべき補助金の範囲として、資料5に選別しており、詳細は資料7にまとめてございます。

この区分についてご意見をいただき、新しい交付基準による個別審査の対象範囲を確定していただき、早期に個別補助金の審査を始めることができると考えております。

なお、市民の発意を活かした新しい支援制度創設も課題と考えておりますので、個別審査する補助金からのスイッチについても意識して進めていただければと思います。

資料5の88番と89番の2件については、交付金の科目ではあるが、中身については補助金的なものでございます。

これについては、ご意見をいただければと思います。

その他につきましては、「対象は特定されているが交付金的であるもの」、「対象が非特定であるもの」は、今回の個別の審査から外してあります。

また、この他に16頁になりますが、「平成23年度までに終期が到来する補助金」「国や県の法令等で市の補助額等が定められている補助金」「公益法人制度改革の対象となる団体への補助金」、この公益法人は別途審査いたしますので、これについては掲載しておりません。

委員長：それでは資料5の89番まで個別に説明いただくのも大変ですので、委員会としてどうやって検討していくか。

委員：交付基準は当然ここにも関係してくる。交付基準を考えて行くときに個々に指摘していくことになると思います。

実績額は予算額どおりに支出されているのか教えてもらいたい。

事務局：お手元の資料の7についてですが、この89項目についての抜粋で、右の方に3ヵ年の平均の補助額を記載しており、予算額と同額というのもありますし、予算範囲内で違うこともあります。

委員長：213件の補助金の中から89件を取り出して資料7を作っていただいていますが、この表を見ながら個別の補助金について考えていく訳ですね。

事務局：議題の2につきましては、この範囲というのは資料6の定義をご確認いただくことと、個別に審査するのは89件でいいかということです。

委員長：そうすると89番まで基準を考えればよろしいですね。

委員：補助金と言う大きな定義の中に、補助金と交付金があり、我々が扱うのは補助金と言っても交付金は扱わないということですね。

事務局：交付基準の考え方でございますが、もちろん個別の団体に対する交付ということで考えていただきますが、大きな意味で事業的な補助というものもありますので、基本的な考え方だけは基準の中に載せていただければと思います。

- 委 員：基準を作るうえで、例えば団体によっては、補助金を多く出しすぎているのではないか等、審査していく訳ですね。
- 具体的に1件ずつやるとしたら、個々に説明していかないと難しいですね。この委員会は5回に限定されていますから時間的にも難しい。
- 委員長：例えば、金額が多いものや固定化しているものをこの89件の中から選択して、公益性という判断基準を作る。
- そこで、「公益性の確認が出来ない」「公平性がない」と感じるものがあれば、それを取り出して説明をしていただくことになるのかなと思います。
- 委 員：それでは、事前に団体を特定して、個別の説明をお願いしましょう。
- 委 員：資料7に私ども行政パートナーとして改善プランでヒアリングしているものが一部あるのですが、1件あたりだいたい30分くらいかかる。
- 今迄で第三者意見が出ているものがあれば、それを参考にすれば検討しやすいと思います。
- 委 員：2時間かけて聞くのであれば、その診断結果を見た方が早いですね。
- 聞きたいことがあれば追加質問する形で。この一覧の中に該当するのはいくつありますか。
- 事務局：19年度に実施した中で31件だと思います。
- 委 員：残った3分の2は近日中に診断するのですか。
- 事務局：基本的には改善プランの中で検討する予定でしたが、この検討委員会の中で検討するものについては、こちらに委ねる形です。
- 委 員：個々の補助金の内容を確認し、交付基準を作っていった方がよいですね。
- 委 員：補助金の額が大きいものから審査してみたらと思う。
- 説明は約30分、それで議論して何件こなせるかやってみて、そこで全部審査してみるかを判断していった方がよいと思います。
- また、審査している内に判断基準の欠けているものも見えてくると思います。
- 委 員：賛成ですね。
- 船橋市特有のことがあるので、一般論の基準になってしまふと必ずしも正しい基準が出来ないと思う。
- 委 員：船橋市の定義を見ると、補助金とは、対価なくして支出するものなのか。
- 我々が評価するのは対価がなくて、お金を一方的に援助するものだけを議論するのですか。
- 事務局：基本的には補助金という定義にございますように、公益活動を行う団体等に市が援助し、その公益に活かしていただく。もちろん対価はない訳です。
- 交付金は基本的な考え方として、市が積極的に行うものについて、代わりに行っていただいている委託みたいなものです。
- 委 員：対価と言うより、成果と言うのが正しいのではないのでしょうか。
- 補助金を交付して成果を求めるという理解でいいのではないですか。
- 委員長：それは直接的な対価は求めていないが、間接的には公益的な活動に資するから補助金を支出していると思います。
- つまり、対価なくして支出するということは、現金を支出するが、それで直接何か物を買うということではないが、市民の生活のうえでは、公益活動になるという認定があるから支出できる訳で、そこは対価ではないけれども成果は期待している。そういう判断だと思います。
- 事務局：そのとおりで、公益性があるから補助をしています。

また、実績報告もしていただいているが、事後においても適正なのか判断している訳です。

委 員：名称だけで判断できるのですか。

事 務 局：交付金であるからという視点もありますが、補助金であって今回対象としているのは、公平性の観点から市民の広範囲に利用が可能な補助金であれば、それは公益性の観点から問題がなかろうということで、現在、対象としているのは、公益性もそうですが、公平性についても固定していることから問題が生じているのではないかという視点で抽出しています。

この範囲から外れているものであって、この委員会の中でご討議した方が良いとご判断されるものがあれば、それは追加することもあり得ると思っております。

今回こちらでご討議いただけなかったものについては、事業評価や予算編成の枠組みの中で行っていくものと考えております。

委 員：公平性というのは受ける人の人数からですか。

事 務 局：必ずしも人数ではなく、誰もがもらえる可能性のある補助金と考えております。

委 員 長：例えば、資料5の180番は、どのチームであろうと勝ち残らないと全国大会に行けない訳で、そこに交通費補助を出すというのは、勝ち残るという公平な手続きのもとに補助金を出してもいいと、こういうふうに考えることになるのでしょうか。

委 員：今の基準というのは、手続きの公平性ですか。対象が非特定である補助金の中でも補助金らしくない補助金もあるかもしれないが、そこはどのように考えたらいいのですか。

事 務 局：現在のところ、補助金らしくない補助金として、これは交付金的ではないかというものは除外しています。それは資料5の96番以降に、補助金であっても、機会の均等が保たれているものについては、今回はよろしいのではないかという区分にしてあります。

委 員：そうしますと、時間の制約もあるので、的を絞ったところを今回は議論していくという形にならざるを得ないということになる訳ですね。

例えば、対象が非特定である補助金で点検対象外となっている「町会・自治会館設置費補助金」は、他市と比べてどうなのかなどの議論は今回はやらないということですね。

委 員：中身をみると、形式上の基準ではあまり意味がないと思う。

委 員：ただ、これを全部やろうとしたら、このメンバーでは一年間やらないと終わらない

委 員：行政サービス改善プランで、先程、約31件実施したということですが、それぞれに時間をかけて、行政が行うサービスの見直しということなのでしょうけれども、その趣旨と今回の趣旨のところでカバーするところは多いですね。

89件の内の3分の1が改善プランで診断しているということは、今後も中身の見直しをしていくのか知りたいのですが。

委 員：私自身、行政サービス改善プランを担当して今年で二年目になりますが、同じ悩みを抱えています。定義付けが明確でない。クリアな判断基準がない。

第三者意見として書き込んだものを企画調整課に提出し、パブリックコメントを求めるという形でオーソライズして行くのですが、結構時間がかかります。

一番困るのは判断基準が無く、行政パートナーは第三者的に意見を言えばいいが、今回の委員会では、個人個人のジャッジではなく、誰が見ても同じ結論になるような判断基準を作ることができれば良いのではと思う。

公益性・公平性・公正性など何をもって数値化するのか。この委員会に課せられたことだと思う。

委 員：補助金額等の算出は、担当課で内規があると思いますが、どのような基準ですか。

委 員 長：これは議題の方に移った方がよいですね。

議題3の補助金交付基準のあり方について説明願います。

事 務 局：議題3につきましては、包括外部監査で公益性、公平性、透明性の観点から統一の交付基準の策定が必要とされ、また、議題2により抽出した補助金を個別審査する際の着眼点ともなることから、資料8の他市の事例等より、その内容の項目を資料9に拾い出してあります。しかし、必ずしも全ての補助金に該当するものではなく、今回審議をお願いする事業に合致させているものでもございません。

今後、交付基準案を作成しご提示するために、意見の集約をしていただきたいと思います。

委 員 長：資料9については、交付基準の骨子（案）ですね。

例えば、公益性とは何のことかといいますと、今の法律では、不特定多数の利益と通常言われています。

公益性は不可欠であるのは分かるのですが、問題は公益性の程度がどこまで確認できるかという話になるのですね。

それは担当者や活動している人の話しを聞いて、確かに不特定多数の利益になつていて、分かるものと、いや特定の人には利益が及んでいないのではないかという様に判断されるものが出てくると思います。

その判断に不可欠な基準をこの委員会で検討するということですね。

個別の事例を見ながらこの基準を出していくのか、あるいはこの基準を出した後で個別の事例を見るのかという様に考えていきますと、やはりある程度個別のものを見ないと、この基準は出てきませんね。

委 員：個別の事例を判断できるように何か考えなければなりませんね。

委 員 長：この89件の事例から、どのようなものを取り出していくとこの基準に頭が及んでいくという様な事例の取り出し方というものは、事務局の方で案がありますか。

事 務 局：早急に検討させていただきたいと思います。

委 員：他市の交付基準のポイントを並べておいていただけますか。

抽象的だと判断が困難であり、最後は数字がないと○×の判断は付かないと思います。

事 務 局：先程、ご提案ありました既存の補助金の中で抽出できそうなものについては、早急に検討いたします。

また、他市の状況を踏まえた基準も整理します。

委 員 長：診断済みの31件の補助金事業についての評価は、文書化されているのですか。

事 務 局：文書化しております。

委 員 長：この資料7の中に、そういうものでチェックされている項目はありますか。

事 務 局：この表の中にはございません。

委 員 長：例えば、資料7の1番を見てみると、「補助の公益性・公平性」の項目で、公益性に問題があるのか無いのか形式的に判断できるようなチェックがされているとか、そういうことが読み込むことができるのですか。

委 員：3番は「警察関連の団体のみに限定」と記載されている。

これだけで特定団体だけと判断できますね。

この項目を精査していけばよいですね。

また、担当課から公益性については別途説明があると思いますから。

委員長：「自治会連合協議会補助金」は、連合協議会から各自治会に補助金が支出されているのですか。

事務局：これは、連合協議会の活動に対して補助金が支出されています。その下はございません。

委員長：個別自治会に対する補助金も別にある訳ですね。

事務局：交付金の中で整理されています。いろいろな事をお願いしているという考え方です。

委員：自治会に交付している補助金は、それからまた連合会に支出しているのではなかったですかね。

委員：各自治会の団体が予算を支出するのですか。

事務局：そのところは、調べてご回答いたします。

委員長：個別の補助金を今ここで議論しようと思っても、詳しく分かる人がいないという様に理解してよろしいですか。

もしもそうであるならば、事前に次回10番までやってみようというときに補助金の内容等分かっている方に来ていただかないと説明をしてもらえないということですね。

事務局：基本的には担当部署がございますので、細かく精査するのであれば、その方がよろしいと思います。その場合は調整をさせてもらいます。

委員：金額の多いもの3つとか。我々の勉強も含めて1件15分くらい説明してもらうとか。

委員長：1番の交付要綱の中に、何故、補助金を出すのかという基準になるようなものが触れられているのですか。

事務局：この特定団体に対する補助の必要性については書いてありますが、一般論として公益の基準がどの程度になるのかというのを書いてありません。

委員長：例えば、1番は金額も大きいので、これを次回詳しく説明をして欲しいと思ったときに、次回になって1番をやりましょうというのは駄目ですね。

今日、実施するものを検討しておかないと2回目はここで推測を繰り返すだけで終わってしまう可能性がある訳ですね。

そういう観点からいくと、どういう様に選択をしていくかということのご意見を伺いたいと思いますが。

委員：金額が大きい順に実施したらよいと思います。

委員長：金額の大きい順というのが一つですね。

前段として、説明いただいて我々がそれなりの理解をするのには、2時間の委員会で何件ぐらい出来るものでしょうか。

事務局：改善プランの事例で、行政パートナーさんのヒアリングは一番短いもので1件15分以上となっています。ですから、30分で1件というのは不可能ではないと思います。

委員：全部で30分ですか。

事務局：改善プランのチェックシートのあるものについては、お出しすれば事前に概要についてはご理解いただいたうえで、或いは第三者意見も入っていますので、問題点も少しは把握したうえで説明を受けられるかと思います。

委員長：今泉委員と寺園委員はこの補助金の検討もされたのですか。

委員：全部ではありません。この委員会で検討するということで、今年の分も少し減りました。

委員長：今日ここで決めておいて、次回までに31件の診断済みの資料をもらって、次回までに見て

おいて実際に説明を伺うという準備をしておかないといけないと思います。

検討課題の二番目は個別の意見を述べよということですから、資料7については説明資料も必要になってきますね。

担当課の説明で十分ですね。

事務局からご意見ありますか。

事務局：先程からお話が出ています改善プランにて既に調査票が出来上がっているものから選べば一番早く出せるのかなと思います。

先程、31件とお話をいたしましたが、31件のうち16件が第三者行政パートナーの方が一回ご覧になっています。そこから抽出していくのがいいかと思います。

委員長：その16件は今すぐ分かるのですか。

事務局：今、探しきれていません。

委員長：それでは数日以内にお送りいただくことでお願いいたします。

委員：ヒアリングするときに骨子（案）第3交付基準の11項目が、判断ジャッジのツールとして使いやすいのかどうか。ここに書いてある交付基準が一般的な概念であり使えないかもしれない。公益性という言葉だけでジャッジできなければ、もう一つ下げる市民の10%が参加できるならば公益性ありとする○×△、そういうような一つ一つ数値化されたものがあると、全体としてこの交付基準が使えるか使えないかが、ある程度分かってくる。

委員：例えば、11のうち7つ以上○であれば○にするとか、或いは過半数以上×があったら駄目だとか。

それに当てはまらないものについてもこういう理由で○だとか、書くしかないですね。

委員長：挙証責任をどちらかで考えるかということだと思う。

公益性があるとかないとかは、担当課の方で最初に考えているはずだと思う。

担当課はどう考えているのか。或いは財政課も予算を承認したとなれば、挙証責任が出てくることになります。

それは市民に対してこの補助金は公益性があり、公平な手続きで行われ、費用対効果もあるのですということを証明する責任があると思う。

従って、そのことを私達は、公益性と謳って何%の人が係わっているのですか等聞いていくのがこの委員会なのかなと思う。

私たちが公益性を証明するものではない。説明を聞いても納得いかないものについては、こういう基準で納得いかないと説明し、担当課に検討していただきかなくてはならないと思うのですね。だからこそ私たちにとってもこの交付基準をもう少し整理して使いやすいものにしていくと同時に、担当課の方も基準に則って、要素があるかどうかを口頭にて説明していくことによって納得していただくことなのかなと思う。

委員：そうしますと期間が抜けていると思います。

20年30年同じところに交付していたりしている。

委員長：3年なり5年なりで見直し期間を設けて、交付基準に合致しているかどうかを確認することですね。

基本的には予算査定時に確認していると思いますが、査定している側からは、10年とか続いていると毎年ゼロから見直す訳にもいかないと思うし、恐らく説明を聞いても切りづらいのがたくさんあると思う。

例えば、金額が大きいものは10年に一回必ず見直すとか、金額が細かいものは5年に一回とか、3年に一回とか基準を設けた方が望ましいということですね。

委 員：相手に対して何年間というものと制度に対して何年間とかという基準も考える必要があるので、何年間続けているかなどの数字があるといいですね。

委 員 長：次回以降に担当者の方に説明していただく際に、今までの見直し状況とか、基準や考え方について説明していただくということを事務局から担当課へ連絡していただくということですね。

事 務 局：今回お願いしているのは、基準の作成というのが一つあります。

それで個別審査を事務局サイドで対象が特定されているもの89件抽出して、これについてはみていただきたいとお願いしておりますが、非特定である補助金の中にも、時代に合っていないものだと利用者が少ないものも多分入っていると思います。

そういうものについては、基準を定めていただければ、行政サービス改善プランの中でパートナーの方も含めて我々が見直す一つの目安にもなりますし、予算査定していくうえでも判断基準になっていくと思います。

基準は、例えば3年経ったら効果を検証してみるとか、そういうことは基準に入れていただきたいと思います。

89件以外のものについても目を通してください、時代に合っていないとか、基準にはそういうところも含めて提言いただければと思います。

委 員 長：そういう判断ができるものについては、90番以降についても何か基準が提言できれば、なお喜ばしいということですね。

委 員：一般論で、財政課の方がいるのでお伺いしたいのですが、この補助金の予算審議はどのような方法で行われているのですか。

事 務 局：予算書は款項目に分かれて、一般会計がまとめて入っている訳です。

これを予算特別委員会にかけまして、予算は費目に分かれていますので、費目の中を各担当からそれぞれの予算を網羅的に持っているのですが、委員会に出席して質疑に応じて中身を説明し、ご審議を頂いて委員会の議決をいただいて本会議に提出する訳ですが、その場合には補助金について議論をしますというような括りでの議論というのはございません。

その担当課或いはその費目の中で、補助金について質問が及べば、その内容についてはお答えし、実績や積算についてお答えするという、そういう流れで結合されていきます。

委 員：どちらかというと個々の団体毎の審議というのは、議会では一般的に無いと思ってよろしいのですね。

事 務 局：無いと言えるかわかりませんが、この団体この団体というような審議の括り方はしないということです。費目毎の審議ということです。

委 員：補助金全部の合計はわかりますか。

事 務 局：213件で約47億になります。

委 員：市全体からみると3%ぐらいということですね。

事 務 局：先程の改善プランで実施した31事業と資料7の89件との突合せが終わりましたので、お知らせさせていただきます。

第三者意見をいただいているものを限定でみていますので、15事業が重複しております。

まず、1番、28番、29番から32番、36番、61番、63番、64番、66番、73

番、77番、78番、79番以上です。

委員長：では、15件は資料があるとのことですので、事前にお送りいただきてみておく、具体的に次回に何を取り上げるかについては、皆さんの要望とかやり取りしている時間も無いと思いますので、私と事務局で相談をして、担当課のご都合もあるでしょうから、時間配分なども考えつつ、どの補助金を具体的に次回検討するかについては、事前にお知らせするということでおよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員：先程出ましたが、出来ることなら次回に説明される方が、交付基準骨子（案）でいくと自分たちの補助金をどう評価するのか説明してくれると、交付基準の案が使えるのか、抽象論になっていて使えないのか、聞いていて分かると思うのですが。

事務局：交付基準につきましては、資料9に載せてあるのは一般的に言われているものですが、馴染むもの馴染まないものもあると思いますので、次回までに事務局の方で少し精査しまして、他市の事例もありますので、分かり易くある程度のものは案を作つて、見ていただくような感じで考え、評価の考え方についても一緒に送らせていただきたいと思います。

もちろん先程の提案がありました期間とか制度の見直しなどについても盛り込んで作つてみたいと思います。

委員長：他に何かありますか。

委員：評価の中身ですが、市役所の一つ一つの事業目的はすばらしいのですが、残念ながら目標がはっきりしていないですね。

目標がはっきりしていないで施策なり事業が行われて、イベントの実施や補助金を払うのが目標になっている様に思える。

イベントの実施や補助金を払うことにより、目的が達成されたのかと言うと明確でない。

委員長：次回は2時間で出来る範囲で説明を受けて、そして基準の議論をするという進め方でいきたいと思います。事務局の方で何かありますか。

事務局：今後の進め方ということで、資料10に今後のスケジュール案がございますが、5回程度ありますが、4回までは時間等の調整はされておりますので、このへんにつきましては進捗状況により変わってくると思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長：では、これをもって本日の会議を終了したいと思います。お忙しい中ありがとうございました。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 寺園 道雄